

社会福祉法人五倫会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人五倫会（以下「法人」という）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(議決事項)

第2条 評議員会で決定すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の招集)

第3条 理事長は、理事会の決議に基づき評議員会を開催するときは、書面又は電磁的方法をもって召集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。ただし、電磁的方法をもって招集する場合は事前に評議員の承諾を得なくてはならない。

- 2 前項の書面又は電磁的方法には、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載し、提出議案書等を添付するものとする。
- 3 当該評議員会において審議される議案の内容に特別の利害関係を有する評議員は、召集日の前日までに法人に届け出るものとする。
- 4 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅延なく評議員会を招集する。
- 5 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅延なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合
- 6 前項の規定により評議員が評議員会を召集する場合には、当該評議員が第2項に掲げる事項を定めなければならない。

(招集手続きの省略)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを

経ることなく評議員会を開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(決議の省略)

第3条の3 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第4条 評議員会に議長を置き、その都度、評議員の互選で定める。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、役員関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しない場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 該当事項について説明するため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明することにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第6条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、以下のとおり記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席した評議員、役員及び会計監査人の氏名
 - (3) 議長の氏名
 - (4) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
 - (5) 議題及び議案
 - (6) 議事の経過の要領及びその結果
 - (7) 議事録作成者の氏名
 - (8) 議事録署名人の署名又は記名押印
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前項の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事業所は評議員会の日から五年間、備えおかななければならない。

(欠席評議員への報告)

第7条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(選任手続き)

- 第8条 理事会は、評議員の任期満了となる定時評議員会までに、次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。
- 2 理事長は、選考にあたり、次期評議員となるべき者から、事前に履歴書を徴収するものとする。
 - 3 理事会は、評議員選任・解任委員会の承認を経た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。
 - 4 委嘱状を交付された評議員は、速やかに就任承諾書を理事会あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第9条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事会に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第10条 評議員の欠員補充については、第8条の規定を準用する。

(解任の手続き)

第10条の2 評議員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員を不適切と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行うものとする。

(評議員名簿)

第11条 理事長は、評議員選任又は解任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第3章 理事会

(議決事項)

第12条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算及び事業計画の承認
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄の同意（理事総数の2/3以上）
- (3) 評議員会へ提出する事業報告及び計算書類の承認
- (4) 評議員会へ提出する定款の変更の承認
- (5) 評議員会へ提出する基本財産の処分案及び担保提供の2/3以上の同意
- (6) 理事長の選定・解職、施設長の任免、その他重要な人事
- (7) 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定、並びに招集
- (8) 多額の借財
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更、並びに業務執行の決定
- (10) 建設工事請負や物品納入等でその予定価格が1件1,000万円を超える契約事務及びその他重要な契約事務及び締結
- (11) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (12) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件500万円以上のものの処分
- (13) 寄附金の募集に関する事項
- (14) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (15) 新たな事業の経営又は受託
- (16) 社会福祉事業に関する許認可申請等
- (17) 理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項
- (18) その他、法人の業務に関する重要事項
- (19) 定款細則の変更
- (20) 経理規程の制定及び資産の管理方法
- (21) 内部管理体制の整備

(報告事項)

第13条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 理事長が専決した事項のうち、法人運営に重要である事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第14条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 5月理事会
 - ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
 - イ その他、第2条及び第3条に規定する事項

(2) 12月理事会

- ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
- イ その他、第2条及び第3条に規定する事項

(3) 3月理事会

- ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
- イ 翌年度の予算及び事業計画
- ウ その他、第2条及び第3条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第13条第2項の規定に基づき理事会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第15条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付に努めるものとする。

3 当該理事会において審議される議案の内容に特別の利害関係を有する理事は、召集日の前日までに法人に届け出るものとする。

(招集手続きの省略)

第15条の2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(決議の省略)

第15条の3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(理事会の開会)

第16条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときには、すみやかに各理事の数を確認し、第9条第5号の成立要件を満たしていることを確認した後、開会を宣言して議長を選任するものとする。

(関係者の出席)

第17条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第18条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初

から議決権を行使するものとする。

(議事録)

第19条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、以下のとおり記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 理事会の招集理由
- (3) 出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- (6) 議題及び議案
- (7) 議事の経過の要領及びその結果
- (8) 議事録作成者の氏名
- (9) 議事録署名人の署名又は記名押印

2 理事会の決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事会への報告があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 理事会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は理事会の日から十年間、従たる事業所は理事会の日から五年間、備えおかななければならない。

(欠席理事への報告)

第20条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 監事

(監査の実施)

第21条 定款第34条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときには、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第22条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、評議員会及び理事会で報告するものとする。

第5章 役員の選任

(選任手続き)

第23条 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあつては身分証明書の提出を省略することができる。

2 委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第24条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第25条 役員の欠員補充については、第12条の規定を準用する。

(役員名簿)

第26条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第6章 事務の専決及び代決

(事務の専決)

第27条 理事長が専決することができる事項は、別表1のとおりとする。

2 業務執行理事は、理事長の承認を得て、専決事項の一部を他の職員に専決させることができる。

(事務の代決)

第28条 専決権者に事故あるとき、又は欠けたときは、事務を統括する職員（事務長）がその事務を代決する。

(専決・代決の報告)

第29条 第12条の規定のほか、専決権者が専決及び代決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会及び専決権者に報告しなければならない。

評議員会決議事項及び決議要件一覧

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	議決に加わることができる 評議員の 三分の二
関法 わ人 る運 事営 項に	定款の変更	法第 45 条の 36 第 1 項 定款第11条第 6 号		○ (法 45 条 9 第 7 項の 3)
	法人の解散	法第 46 条第 1 項第 1 号 定款第11条第 12 号		○ (法 45 条 9 第 7 項の 4)
	吸収合併契約の承認	法第 52 条 法第 54 条の 2		○ (法 45 条 9 第 7 項の 5)
	新設合併の承認	法第 54 条の 8		○ (法 45 条 9 第 7 項の 5)
	臨機の措置、公益事業の運営に関する事項	定款第11条第 9 号及び第 10 号 【租税特別措置法対応】	○	
項 (報 員 の 解 任 ・ 選 任 等 に 関 す る 事	理事及び監事の選任	法第 43 条第 1 項 定款第11条第1号	○	
	監事の解任	法第 45 条の 4 第 1 項 定款第11条第 1 号		○ (法 45 条 9 第 7 項の 1)
	理事の解任	法第 45 条の 4 第 1 項 定款第 11 条第 1 号	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認	法第 45 条の 35 第 2 項 定款第11条第 3 号	○	
	理事の報酬等の額	法第 45 条の 46 第 4 項準用 一般法人法第 89 条 定款第 11 条第 2 号	○	
	監事の報酬等の額	法第 45 条の 18 第 3 項準用 一般法人法第 105 条 定款 11 第 2 号	○	
事財 項務 に 関 す る	各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、財産目録の承認	法第 45 条の 30 第 2 項 定款第11条第 5 号	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	定款第11条第 4 号 【租税特別措置法対応】	○	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第11条第 8 号	○	
	残余財産の処分	定款第11条第 7 号	○	
そ の 他	社会福祉充実計画の承認	法第 55 条の 2 第 7 項 定款第11条第 11 号	○	
	役員等の責任の免除 (すべての免除)	法第 45 条の 20 第 4 項準用 一般法人法第 112 条	×	×
			総評議員の同意による	
	役員等の責任の免除 (一部の免除)	法第 45 条の 20 第 4 項準用 一般法人法第 113 条		○ (法 45 条 9 第 7 項の 2)
その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項		○		

理事会決議事項及び決議要件一覧

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	理事総数の 三分の二
法人 運 営 に 関 わ る 事 項	法人の業務執行の決定	法第45条の13第2項第1号 定款第26条第1号	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である 事項、議案の概要の決定	法第45条の9第10項準用 一般法人法第181条第1項	○	
	評議員会の招集	定款第13条第1項	○	
	理事会の招集権者とする理事の決定	法第45条の14第1項	○	
	定款の施行についての細則の決定	定款第6条第3項及び第45条	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設 置、変更及び廃止	法第45条の13第4項第4号	○	
	内部管理体制の整備	法第45条の13第4項第5号	○	
	競業及び利益相反取引の制限	法第45条の16第4項準用 一般法人法第84条第1項	○	
	臨機の措置、公益事業及び収益事業の 運営に関する事項の同意	定款第37条及び第39条		○
関 する 事 項 ・ 役 員 の 選 任 に 関 する 事 項	理事長選定・解職	法第45条の13第2項第3号 定款第17条及び第22条	○	
	施設長等の重要な役割を担う 職員の選任及び解任	法第45条の13第4項第3号 定款第24条第2項	○	
財 務 に 関 する 事 項	重要な財産の処分及び譲受	法第45条の13第4項第1号	○	
	多額の借財	法第45条の13第4項第2号	○	
	事業計画書及び収支予算書の同意	定款第33条第1項 【租税特別措置法対応】		○
	事業報告及び決算の承認	法第45条の28第3項 定款第33条第1項	○	
	基本財産の処分(担保提供を含む)の同 意	定款第31条 【租税特別措置法対応】		○
	資産の管理	定款第32条	○	
	会計処理の基準の決定	定款第36条及び経理規程	○	
内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	理事総数の 三分の二
そ の 他	社会福祉法第45条の二十四第四項に規 定する責任の免除	法第45条の20第4項準用 一般法人法第114条	○	
	その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事 項		○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃		○	

<別表 2>

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（臨時職員を除く）の任免に関する
と
- 2 施設長の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 施設長の旅行命令及び復命に関すること
- 4 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 5 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 6 職員（契約職員は除く。ただし事前協議は必要）の任免及び人事
- 7 職員の昇給・昇格に関すること
- 8 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、そ
の他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響
があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合
は、理事会において選任する他の理事が専決すること
- 9 設備資金の借入に係る契約であって予算内のもの
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選
任する他の理事が専決すること
- 10 法人が保有する個人情報の外部持ち出しの承認。ただし、福祉サービス利用者（以下
「利用者」という。）に係る個人情報を除く
- 11 設備資金の借入に係る契約であって、予算範囲内のもの及び急を要するもの
- 12 工事請負や物品購入等の契約事務及び締結のうち、次のような軽微なもの
 - ① 予算として理事会で承認しているもの
 - ② 売買、賃貸借、請負その他の契約で 1,000 万円未満の契約
- 13 予算上の予備費の支出
- 14 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、金額（取得
価格又は時価評価額とを比較していずれか高い方の額）500 万円未満の売却及び売却の
決定
- 15 資金繰りを目的とした短期運営資金の借入及び補助金等入金までのつなぎ資金の借入
契約（法人運営に重大な影響を与えるものを除く）の決定
- 16 使用不能又は不用となった固定資産物品の棄却及び棄却の承認
- 17 利用者の日常の処遇に関すること
- 19 利用者の預り金の日常の管理に関すること
- 20 寄付金の受け入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 21 各種証明書の交付に関すること
- 22 行政官庁からの照会に関すること
- 23 規程、要綱の制定及び変更

II 施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の出張命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 6 収入(寄附金を除く)事務に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること
- 8 障害福祉サービス等に係る利用契約
- 9 入所者・利用者の預かり金の日常管理に関する事
- 10 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- 11 各種証明書の交付に関する事
- 12 行政官庁からの照会に関する事(定例又は軽易な事項に限る)
- 13 その他定例又は軽易な事項

附則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

改訂 令和5年12月23日